様式第19号(その2―6)(第37条～第39条、第57条関係)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 納付書期　　国 | 納付済通知書期　　国 |  |
|  |  |
| (納税者氏名)様　 |  | (納税者氏名)様　 |  |
| この納付書は直接機械で処理しますので汚したり折り曲げたりしないで下さい。 | この納付済通知書は直接機械で処理しますので汚したり折り曲げたりしないで下さい。 |
|  | 国民健康保険税 |  | 国民健康保険税 |
| 行政区 |  | 通知書番号 |  | 行政区 |  | 通知書番号 |  |
| 納付額 | 円 | 納付額 | 円 |
| 内訳 | 一般分 | 円 | 内訳 | 一般分 | 円 |
| 退職分 | 円 | 退職分 | 円 |
| 督促手数料 | 円 | 督促手数料 | 円 |
| 延滞金 | 円 | 延滞金 | 円 |
| 合計 | 円 | 合計 | 円 |
| 納期限 |  | 納期限 |  |
| 上記のとおり納付します。 | 上記のとおり納付がありましたので通知します。 |
|  | 領収日付印 | 国頭村助役様 | 領収日付印 |
|  |  |
| 沖縄県国頭村(金融機関用) | 沖縄県国頭村(助役用) |

(表)

国民健康保険税納税通知書兼領収証書

期

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 行政区 |  | 通知書番号 |  |
| 納税者(住所)(氏名)様　 |
| この税金を納期限までに納めて下さい。　 |
| 国民健康保険税 | 納付場所・国頭村助役・琉球銀行本店・支店・沖縄銀行本店・支店・沖縄海邦銀行本店・支店・やんばる農業協同組合本所・支所 |
| 納付額 | 円 |
| 内訳 | 一般分 | 円 |
| 退職分 | 円 |
| 督促手数料 | 円 |
| 延滞金 | 円 |
| 合計 | 円 |
| 納期限 |  |
|  |
| 上記のとおり領収しました。国頭村助役 | 領収日付印 |
|  |

沖縄県国頭村(納税者用)

※この領収証書は後日の紛争をさけるため5年間保存して下さい。

国民健康保険税納税通知書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 行政区 |  | 通知書番号 |  |
| 納税者(住所)(氏名)様　 |
| 課税明細 |
| 前年度保険税額 | 円 | 仮算定保険税額 | 円 |
| 期別 | 第1期 | 第2期 | 第3期 |
| 納付額合計 | 円 | 円 | 円 |
| 内訳 | 一般分 | 円 | 円 | 円 |
| 退職分 | 円 | 円 | 円 |
| 督促手数料 | 円 | 円 | 円 |
| 延滞金 | 円 | 円 | 円 |
| 合計 | 円 | 円 | 円 |
| 納期限 |  |  |  |

※裏面もごらん下さい。

(裏)

課税の根拠並びに納税のしおり

1　国民健康保険税は地方税法703条の4、及び国頭村健康保険税条例第7条により賦課されます。これは国民健康保険に要する費用に充てるための目的税です。

2　住所変更・社会保険加入などの異動があった時は、国民健康保険の被保険者証、社会保険の被保険者証、印かんを持参の上、住民課にお届け下さい。

3　不服申立て

納税者は、この納税通知書に記載された事項について不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から60日以内に村長に対して異議の申立てをすることができます。

4　納期限までに税金を納付されなかった場合の措置

(1)　延滞金(法720条、723条、村税条例19条)

(ア)　納期限の翌日から1ケ月を経過する日までの期間については年7.3％

(イ)　納期限の翌日から1ケ月を経過する日の翌日から納付の日までの期間については年14.6％

(2)　督促手数料

村税条例第21条に定める手数料　100円

(3)　滞納処分

督促を発送した日から起算して10日をすぎても完納されないときは、滞納処分を受けることになります。

5　その他

(1)　納付書はそれぞれの納期の月に役場から各字区長へ配付します。

(2)　前納される場合は、納付書を送付しますので、役場住民課まで御連絡下さい。

TEL　0980―41―2101